

令和8年度 市県民税申告相談受付のご案内
申告に関するお知らせ
公的年金等を受給されている方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、確定申告書を提出する必要がない方でも、下記に該当する方は市県民税申告書の提出が必要です。

- (1) 公的年金・企業年金以外の収入がある方
- (2) 医療費控除、生命保険料控除、扶養控除等を受けたい方 ⇒ 郵送による申告にご協力をお願いします。

営業・農業・不動産・山林所得がある方へ

- 売上げなどの収入金額、仕入れやその他の必要経費に関する事項の記帳・帳簿を基に収支内訳書の作成が必要です。
- 帳簿、請求書、領収証などの書類は最長7年間保存する必要があります。

ご来場時のお願い等について

- ① 来場者の集中緩和について
混雑を避けるため、できるだけ指定された日に来場いただくようお願いします。
午前中は来場者が集中しますので、午後に時間をずらす等、併せてお願いします。
- ② 受付及び郵送での申告について
受付では自ら作成した申告書（自主申告）以外お預かりしませんので予めご了承ください。
なお、市県民税申告は郵送でも受付しています。郵送による申告の場合は、必要事項を記入のうえ、関係書類（マイナンバーカードの写し、源泉徴収票、控除証明書等）を添付し、市民税課までお送りください。
- ③ その他
本庁市民税課・支所・税務事務所・市民サービスセンターでの受付は行いません。

市県民税申告日程について【四倉・久之浜・大久地区】

月	日	曜日	相談地区	受付時間	会場
2月	4	水	大久町	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時	久之浜・大久 ふれあい館
	5	木	久之浜町		
	16	月	四倉町（志津・太夫坂・八日十日・和具・町田・芳ノ沢・栗木作・寺作・北向・五丁目・六丁目）	午前9時～午前11時 午後1時～午後3時30分	四倉公民館
	17	火	四倉町（上仁井田・下仁井田・塩木・細谷・大森・鬼越）		
	18	水	四倉町（東一丁目～東四丁目・名木・長友・西一丁目～西四丁目・狐塚・田戸・田戸前・梅ヶ丘・梅ヶ丘南）		
19	木	四倉町（中島・白岩・戸田・八莖・上岡・駒込・上柳生・下柳生・薬王寺・山田小湊・玉山） 上記以外の地区			

《問い合わせ先》
 いわき市財政部市民税課
 TEL 0246(22)7426・7427(直通)